

日本NGO連携無償資金協力贈与契約
(ひな形)

在_____日本国大使館(官職)〇〇〇(以下「甲」という)は_____ (以下「乙」という)より申請のあった_____ (以下「事業」という。)を資金面で協力するための資金(以下資金という)_____ (USドル等送金通貨)を限度とする贈与に関する契約を締結する。

乙は、上記資金を甲より受領するに当たり以下に合意する。

1. 上記資金の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) 甲は、本契約の発効後乙からの請求に基づき、乙が事業実施国である_____内に開設する本事業専用の銀行口座に、直接事業費並びに外部監査費に加えて、資金から右費目を除いた額の半分_____ (USドル等送金通貨)を支払う。
(複数年の事業及び国際協力における重点課題事業の第2期目以降の契約の場合、以下を追記)
なお、甲は 年 月 日付、日本NGO連携無償資金協力贈与契約に基づき、乙が (A) 国で実施した「(C) 事業第 期(事前事業)」の資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、本契約を解除する権利を留保し、甲が契約を解除した場合、乙は贈与契約に基づき供与された資金を甲が定める期日までに一括して全額返済する。
 - (2) 甲は、必要と認められる場合には、20 年 月 日までに第1回目の支払い額の残高_____を乙からの請求に基づき支払う。
なお、乙は、第2回目の支払請求にあたっては、甲に対して事業の進捗に関する中間報告書、領収書、銀行残高等の書類を提出しなければならない。
2. 乙は、上記資金を受領した旨の公式の領収証を甲に提出する。
3. 乙は、甲または外務省より要請のある場合には、関連文書を甲または外務省に提出する。
4. 「事業」は、20 年 月 日、乙より提出された事業申請書及び平成22年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きに従い実施される。
5. 上記資金は、20 年 月 日から20 年 月 日までの事業実施期間内に「事業」の遂行に必要な経費として承認された別紙の経費にのみ適正に使用する。また資金から生じた果実についても同様とする。
6. 事業に必要な物資及び(または)役務を輸入する必要がある場合には、以下に述べる調達適格国から調達する。
 - (1) OECD開発援助委員会(DAC)統計指示書に記載されている全ての開発途上国
 - (2) 全てのOECD加盟国
7. 乙は、事業の進捗状況に関する以下の報告書を甲に提出する。
 - (1) 20 年 月 日までに中間報告書1部
 - (2) 事業終了後速やかに完了報告書1部(20 年 月 日までに中間報告書1部)
8. 乙は、事業の実施について以下のいずれかに該当する場合には、甲に通報し、あらかじめ甲の承認または指示を受ける。
 - (1) 事業申請書に記載された事業の内容の変更をするとき。

